

国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学放射線研究室運営規則を次のとおり改正する。

現 行	改正
<p>本則</p> <p>(室長等の選任)</p> <p>第6条 室長及び室長代理の選任は、本学の教授、准教授及び講師の中から、主任者及び主任者代理は、本学の<u>教員</u>で放射線取扱主任者免状を有する者の中から、第8条に定める農学部及び工学部の放射線研究室運営委員会の意見を聴いて、学長が命ずる。</p>	<p>本則</p> <p>(室長等の選任)</p> <p>第6条 室長及び室長代理の選任は、本学の教授、准教授及び講師の中から、主任者及び主任者代理は、本学の<u>常勤の職員</u>で放射線取扱主任者免状を有する者の中から、第8条に定める農学部及び工学部の放射線研究室運営委員会の意見を聴いて、学長が命ずる。</p>

附 則 (放規則第1号)

この規則は、平成26年11月10日から施行する。